

令和4年9月8日

令和4年登米市議会定例会
9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
報告第12号	継続費精算報告について	8
報告第13号	令和3年度登米市健全化判断比率の報告について	10
報告第14号	令和3年度登米市資金不足比率の報告について	11
報告第15号	放棄した債権の報告について	12
報告第16号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	14
報告第17号	株式会社いしこしの経営状況について	15
報告第18号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	16
報告第19号	登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について	17
議案第60号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第61号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第64号	令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第65号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第66号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第67号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第68号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第69号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	別冊

議案第70号	登米市令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する条例の制定について	18
議案第71号	登米市子ども・子育て条例の制定について	20
議案第72号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	24
議案第73号	登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第74号	登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	42
議案第75号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	45
議案第76号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	46
議案第77号	登米市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について	47
議案第78号	市の境界変更について	48
議案第79号	境界変更に伴う財産処分の協議について	50
認定第1号	令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	53
認定第2号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	54
認定第3号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	55
認定第4号	令和3年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	56
認定第5号	令和3年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第6号	令和3年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
認定第7号	令和3年度登米市水道事業会計決算認定について	59
認定第8号	令和3年度登米市下水道事業会計決算認定について	60
認定第9号	令和3年度登米市病院事業会計決算認定について	61
認定第10号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	62

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐々木 喜代子
住所	登米市登米町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	志賀 尚
住所	登米市豊里町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	金正男
住所	登米市石越町

報告第 12 号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和3年度に終了した登米市一般会計予算の継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和3年度 登米市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		特 定 財 源	左の財源内訳			
				年割額	特 定 財 源		国県支出金	地方債		その他	一般財源		国県支出金	地方債	その他	一般財源
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
9	1	消防費	令和元年度													
			令和2年度	485,627,000	485,600,000	27,000	461,493,000	461,500,000	△7,000	24,134,000	24,100,000	34,000				
			令和3年度	142,492,000	142,400,000	92,000	166,625,700	166,500,000	125,700	△24,133,700	△24,100,000	△33,700				
			計	628,119,000	628,000,000	119,000	628,118,700	628,000,000	118,700	300						

報告第 13 号

令和 3 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	令和 3 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.94
連結実質赤字比率	—	16.94
実質公債費比率	7.1	25.0
将来負担比率	69.0	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 14 号

令和 3 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 15 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和4年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和3年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
水道料金	第2号該当 (免責)	12人	44件	234,468円	時効2年 合計人数のうち 実人数は8人
	平成19年度	1人	4件	35,743円	
	平成20年度	1人	2件	4,760円	
	平成21年度	1人	8件	45,010円	
	平成29年度	1人	5件	24,156円	
	平成30年度	3人	10件	37,379円	
	令和元年度	4人	14件	85,365円	
	令和2年度	1人	1件	2,055円	
	第3号該当 (債権消滅)	1人	1件	89,900円	
	平成20年度	1人	1件	89,900円	
	第5号該当 (行方不明)	21人	62件	119,547円	合計人数のうち 実人数は16人
	平成24年度	1人	2件	5,580円	
	平成26年度	1人	5件	7,776円	
	平成27年度	1人	3件	4,176円	
	平成28年度	2人	4件	7,344円	

	平成 29 年度	2 人	5 件	7,344 円	
	平成 30 年度	2 人	9 件	18,756 円	
	令和元年度	7 人	19 件	36,245 円	
	令和 2 年度	5 人	15 件	32,326 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	19 人	47 件	162,702 円	合計人数のうち 実人数は 12 人
	平成 26 年度	1 人	2 件	52,640 円	
	平成 28 年度	1 人	4 件	5,760 円	
	平成 29 年度	8 人	21 件	64,306 円	
	平成 30 年度	8 人	18 件	36,396 円	
	令和元年度	1 人	2 件	3,600 円	
合 計		53 人	154 件	606,617 円	

債権放棄年月日：令和 4 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 3 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 5 号該当 (行方不明)	6 人	26 件	541,674 円	時効 3 年 合計人数のうち 実人数は 4 人
	平成 20 年度	1 人	16 件	393,327 円	
	平成 22 年度	1 人	1 件	20,560 円	
	平成 29 年度	3 人	3 件	6,500 円	
	平成 30 年度	1 人	6 件	121,287 円	
合 計		6 人	26 件	541,674 円	

債権放棄年月日：令和 4 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 3 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
母子福祉 対策資金 貸付金	第 2 号該当 (免責)	1 人	1 件	15,000 円	時効 10 年
	平成 17 年度	1 人	1 件	15,000 円	
合 計		1 人	1 件	15,000 円	

報告第 16 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 17 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 18 号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 19 号

登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の結果を別冊のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 70 号

登米市令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する条例の制定について

登米市令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「地震」という。）の被災者に係る市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに介護保険料の減免申請書の提出期限の特例を定めるものとする。

(市民税の減免申請書の提出期限の特例)

第 2 条 被災者が地震による被害を理由に登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)第51条第 1 項第 7 号に該当することとなった場合における同条第 2 項の適用については、同項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」とする。

(固定資産税の減免申請書の提出期限の特例)

第 3 条 被災者の所有する固定資産が地震による被害を理由に登米市税条例第71条第 1 項第 3 号に該当することとなった場合における同条第 4 項の適用については、同項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」とする。

(国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)

第 4 条 被災者が地震による被害を理由に登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）第24条の 3 第 1 項第 1 号に該当することとなった場合における同条第 2 項の適用については、同項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」とする。

(介護保険料の減免申請書の提出期限の特例)

第5条 被災者が地震による被害を理由に登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）第10条第1項第1号及び第11条第1項に該当することとなった場合における同条第2項の適用については、同項中「納期限前7日まで」とあるのは、「納期限の7日前の日以後において市長が別に定める日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 71 号

登米市子ども・子育て条例の制定について

登米市子ども・子育て条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市子ども・子育て条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 子どもの権利を守る責務及び役割（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 子どもの支援に関する市の基本的な施策（第 9 条—第 13 条）

第 4 章 情報提供及び検証体制（第 14 条—第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）

附則

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持っています。

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、登米市の「宝」です。

子どもは大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育みます。また、自ら気づき、考え、行動することにより、多くのことを学ぶことができます。そして、経験することを通して、生きる力を育みます。

水と緑の豊かな自然に囲まれたこの地において、子どもの健やかな成長と子育てを支援することは未来への投資でもあり、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考え、子どもに関わる全ての者が一体となって子育てに取り組むことが必要です。

このことから、基本理念を明らかにし、一人ひとりが自らの役割を認識し行動することにより、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を願い、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、登米市（以下「市」といいます。）において、子どもや子育てを取り巻く環境が多様化する中、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親及び里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 市民並びに市内において市民活動を行う個人及び団体をいいます。
- (4) 学校等関係者 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等その他子どもが学び、及び成長することを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (6) いじめ等 いじめ、虐待、体罰、差別、偏見等子どもの心身に重大な影響を及ぼすものをいいます。
- (7) 協働 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの果たすべき責務及び役割を認識し、互いに協力して取り組むことをいいます。

（基本理念）

第3条 子どもが教育の機会を確保され、成長段階に応じた学びや遊びなどを通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備していきます。

- 2 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、子どもがいじめ等に悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権を尊重していきます。
- 3 子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身につけることにより、他者の人権を尊重し、次代の社会を担うことができるよう支援していきます。
- 4 子どもや子育て家庭への支援は、協働して継続的に行っていきます。

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する総合的かつ計画的な施策を、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、実施していきます。

2 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行っていきます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる居場所となるよう、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、より良い家庭環境をつくるよう努めなければなりません。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学ぶことができるよう子どもへの必要な支援に努めます。

2 学校等関係者は、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立することが可能となるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の確保に努めます。

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策

(子どもの成長への支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を検討し、関係機関等と連携を図り、事業の実施及び改善に努めます。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族への支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を構築していきます。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するための事業の実施及び改善に努めます。

(支援が必要な子どもへの支援)

第11条 市は、障がい、いじめ等、不登校、経済的困難、家庭環境等により支援を必要とする全ての子どもに対して、その状況に応じ、関係機関等と連携し、必要な支援を行っていきます。

2 市は、関係機関等と連携し、いじめ等の防止及び早期発見に取り組んでいきます。

(家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第12条 市は、様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、協働して子どもが安心して生活することができるための必要な支援を行っていきます。

(切れ目のない支援)

第13条 市は、市民が安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を検討し、事業の実施及び改善に努めます。

第4章 情報提供及び検証体制

(子どもへの分かりやすい情報提供)

第14条 市、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め必要な支援を受けることができるよう、必要な情報を分かりやすく伝えるよう努めます。

(意見表明や社会参加の促進)

第15条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めます。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明等の社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めます。

(広報及び啓発)

第16条 市は、子どもへの支援に関する関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行っていきます。

(調査検証等)

第17条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、調査、検証及び見直しを行うため、登米市子ども・子育て会議条例（平成25年登米市条例第44号）に規定する登米市子ども・子育て会議の意見を聴くものとします。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行します。

議案第 72 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年登米市条例第 39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

（登米市職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例（平成17年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は同法第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「同法第28条の 5 第 1 項」を「同法同条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第12条第 1 項第 1 号並びに第17条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 登米市職員の育児休業等に関する条例(平成17年登米市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第18条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年登米市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成17年登米市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(登米市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2中「育児休業法第10条第3項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項」に、「前条第11項の規定の適用を受ける職員及び再任用職員であつて法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」

を「定年前再任用短時間勤務職員である職員」に、「同項の規定による給料月額に」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に」に改め、「又は第3項」及び「それぞれ」を削る。

第5条の4中「短時間勤務職員」を「育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に、「同項の規定による給料月額に」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、」に改める。

第11条の4第2項第2号並びに第14条第2項及び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2中「第10条」を「第5条第5項から第10項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 登米市職員の定年等に関する条例（平成17年登米市条例第42号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 登米市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(4) 登米市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に

附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1から別表第3までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「という」を「と総称する」に改める。

第25条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）附則第17項及び第18項の規定の例により管理者が別に定める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例（平成19年登米市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年登米市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に改める。

第9条中「同条第3項」を「同項」に、「地域手当」を「寒冷地手当」に改める。

（登米市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 登米市職員の再任用に関する条例（平成17年登米市条例第38号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第3条 第7条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例(以下この条及び次条において「改正後の条例」という。)附則第17項から第24項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、改正後の条例第5条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年登米市条例第45号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第19条第3項、第20条第2項及び第21条の2の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後

の条例第11条の4第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第8条の規定による改正後の登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第6条 改正後の条例第25条の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

議案第 73 号

登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の定年等に関する条例（平成17年登米市条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の定年等に関する条例（平成17年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条第1項中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「必要とする」の次に「ものである」を加え、「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存ずる」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存じなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第3条第2項に規定する医師及び歯科医師を除く。）とする。

- (1) 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）第9条に規定する職
- (2) 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）第4条に規定する職
- (3) 理事、参事、技術参事、副参事及び技術副参事
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降級を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情

があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ

め職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年登米市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条第1項に掲げる職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項、令和4年改正条例による改正前の第3条第1項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の登米市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の登米市職員の定

年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の

職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項

の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則

定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第９条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

議案第 74 号

登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第2号中「職員の定年等に関する条例」を「登米市職員の定年等に関する条例」に改める。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 75 号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

柳津小学校	登米市津山町柳津字本町57番地
横山小学校	登米市津山町横山字本町91番地

を

」

「

津山小学校	登米市津山町横山字本町91番地
-------	-----------------

に

」

改める。

第2条 登米市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中「登米市津山町横山字本町91番地」を「登米市津山町柳津字本町57番地」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 76 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「以下同じ。）」の次に「又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。以下同じ。））」を加える。

第9条第1項第2号中「親族」を「親族等（親族又は児童をいう。以下同じ。））」に改める。

第13条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

別表の1の表迫北大網住宅の項及び迫東大網住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 77 号

登米市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

登米市特定公共賃貸住宅条例（平成17年登米市条例第210号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

登米市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年登米市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改め、同条第 4 号中「以下同じ。）」の次に「又は児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。以下同じ。）」を加える。

第 21 条中「親族」を「親族等（親族又は児童をいう。以下同じ。）」に改める。

第 24 条第 1 項中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、登米市と栗原市との境界を別紙のとおり変更することを宮城県知事に申請するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

境界変更調書

登米市に編入する区域

栗原市若柳武鎗字北下土手 120 の 2、121 の 2、123 の 2、124 から 126 まで、127 の 2、128、129 の 2、216 の 2、217、218 の 2、219 の 3、219 の 4、220 の 2、宇南下土手 60 の 2、138 の 2、138 の 3、140 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字北下土手 220 の 1 の地先の水路である公有地の一部

栗原市に編入する区域

登米市石越町北郷字小谷地 26 の 1、27 の 1、27 の 2、28 の 1 から 28 の 4 まで、29、30、122 の 6 から 122 の 8 まで、122 の 14、122 の 18、122 の 20 から 122 の 22 まで、123 の 4、158 の 2、159 の 2、160 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

議案第 79 号

境界変更に伴う財産処分の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、登米市と栗原市との境界変更に伴う財産処分については、別紙のとおり協議するものとする。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

境界変更に伴う財産処分の協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、登米市と栗原市との境界変更に伴う財産処分について、次のとおりとする。

なお、この効力は、地方自治法第 7 条第 7 項に基づく総務大臣の告示の日から生ずるものとする。

令和 4 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

栗原市長 佐 藤 智

- 1 登米市が所有する次の財産は、栗原市の所有とする。

市町村名	字 名	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考
登米市	石越町北郷 字小谷地	30	畑	42.00	
		道 1	公衆用道路	139.51	
		道 2	公衆用道路	18.00	
		水 1	用悪水路	210.44	
		水 2	用悪水路	6.43	
		水 3	用悪水路	107.49	
		水 4	用悪水路	3.86	
		水 5	用悪水路	46.84	
計				574.57	

2 栗原市が所有する次の財産は、登米市の所有とする。

市町村名	字 名	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考
栗原市	若柳武鎗 字北下土手	道 1	公衆用道路	109.22	
		道 2	公衆用道路	23.82	
		水 1	用悪水路	424.35	
		水 2	用悪水路	0.35	
	若柳武鎗 字南下土手	道 3	公衆用道路	2.19	
		水 3	用悪水路	149.60	
		水 4	用悪水路	5.42	
		水 5	用悪水路	46.15	
計				761.10	

認定第1号

令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第2号

令和3年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第3号

令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第4号

令和3年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第5号

令和3年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第6号

令和3年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第7号

令和3年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第8号

令和3年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第9号

令和3年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第 10 号

令和 3 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

